職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県人事委員会委員長　森　宏之

奈良県人事委員会規則第十九号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一級の部大滝駐在所の項を削る。

附　則

この規則は、令和七年三月二十八日から施行する。